

## 調達価格等算定委員会（第53回）

### 議事要旨

#### ○日時

令和元年12月27日（金）10時00分～12時00分

#### ○場所

経済産業省別館9階944共用会議室

#### ○出席委員

山内弘隆委員長、大石美奈子委員、高村ゆかり委員、松村敏弘委員、山地憲治委員

#### ○事務局

松山省エネルギー・新エネルギー部長、山崎省エネルギー・新エネルギー部政策課長、清水新エネルギー課長、杉浦再生可能エネルギー推進室長、梶新エネルギー課長補佐

#### ○議題

- （1）地域活用要件に関する残された論点
- （2）発電側基本料金の調整措置について

#### ○議事要旨

- （1）地域活用要件に関する残された論点

#### 委員

（自家消費比率の水準）

- 自家消費にも多様な形態があるため、まずは事務局案のとおり、FIT認定時に求める自家消費比率を30%とすることに賛成。ただし、今後の動向を注視し、柔軟にこの水準を見直していくことが必要ではないか。
- 前回の議論を踏まえ、FIT認定時に求める自家消費比率と調達価格設定時の自家消費比率を区別した事務局案が提示されているものと認識している。FIT認定時の自家消費比率30%は低いと考えるが、FIT制度抜本見直し後の制度の全体像がまだ見えない中で、最初の段階でFIT認定要件として求める水準を30%とするのは止むを得ないのではないか。

（地域一体型の具体的要件）

- 災害時の活用について、事務局案に賛成。地方自治体と連携して電源車等の手配を行う案件などについては、今後さらに検討を深めていただきたい。

- 事務局資料 1 の P10 に記載されているとおり、ブラックスタートの可否には電源ごとの特性がある。例えばバイオマス発電は、災害時（停電時）に電気に加えて熱の活用もあり得るため、他電源とは異なる要件を設けてもよいのではないか。
- 地域が自ら取り組む再エネ発電事業として事務局から提示された、「地方自治体が直接出資する再エネ発電事業」は、自治体が主体的に参加していると認められる案件のみを対象とすると限定されている。「主体的に参加」の定義を明確化した上で制度を運用していくことが必要ではないか。
- 既に入札制度において保証金減免の対象となっている農山漁村再エネ法に基づく認定を受けた案件、法定計画・条例に位置付けられた案件、地域で組合を設立して実施される案件について、地域が自ら取り組む再エネ発電事業に含めることを今後検討いただきたい。
- 地方自治体においては人員や財源の不足といった事情があり得ることを勘案し、例えば地域住民が取り組んでいる案件を地方自治体が支援している案件の取扱いについても今後検討いただきたい。
- 地域一体型の要件の追加的な検討について、事務局案では「2020 年度以降に本委員会で検討」とされているが、事業者の予見可能性に配慮し、2020 年度の本委員会での検討を求めたい。
- 小規模地熱発電・小水力発電・バイオマス発電については、地域が主体となった事業実施を促進すべきものと考えられる。地域活用要件の設定により、現時点で事業実施に向けた準備が進められている案件が断念されることのないよう配慮いただきたい。

#### （施行時期）

- 事務局案に賛成。
- 小規模事業用太陽光発電について、駆け込みの案件が発生することは望ましくないが、事業者の責によらない事由により、2019 年度の認定申請期限日までに接続契約が締結できず、2019 年度認定を取得できなかった案件には、2020 年度認定となる場合であっても、例外的・限定的に、経過措置を認めることがあり得るのではないか。

#### （地域活用要件を求める対象）

- 例えば、地域活用電源の対象規模であって、地域活用要件を満たさず FIP 制度の適用を望む案件は、どのように取り扱われるのか。こうした案件の取扱いは、今後本委員会において議論されるものとの認識でよいか。
- 仮に小規模な電源であっても、小規模電源のアグリゲーションが進めば、容易に市場取引が可能となり、FIP 制度の適用対象とすることも考えられるのではないか。
- 入札制度の対象範囲と FIP 制度の対象範囲は、制度上必ずしも一致させる必要はないことに留意が必要である。例えば、入札制度の対象範囲外であるものの、FIP 制

度を適用させるという制度設計も原理上可能である。

- 地熱発電について、少なくとも 2020 年度に地域活用電源となり得る可能性がある規模を 2,00kW 未満とすることに反対ではないものの、定期報告によって得られている 2,000kW 付近のデータ数が他規模と比較して少ない点には留意が必要ではないか。
- バイオマス発電については、競争電源・地域活用電源いずれもの枠外となる可能性も含めて、電源の性質を整理する必要があると考えられる。

## 事務局

- 地域が自ら実施する事業については、今後、具体的な事例も参考として検討を進めたい。確実に地域活用に資するよう、真に支援対象とすべきものに限定して要件設定を行うことが必要と考えている。
- 地域一体型の要件を追加的に求める場合は、事業者の予見可能性を確保するという観点から、可能な限り来年度の本委員会において議論を行うことが原則であると考えている。
- 小規模事業用太陽光の施行時期については、2019 年度の FIT 認定申請期限日が 12 月 20 日であることを十分に余裕をもって周知している中で、他案件との整合性を踏まえ、実態を見極めつつ、今後対応を検討してまいりたい。
- 競争電源と地域活用電源の境界については、本日委員の方々からいただいた意見も踏まえながら、来年度以降の本委員会において議論していくものと認識している。今回事務局から提示したのは、地域活用要件を求める可能性のある規模である。
- 地域活用電源の対象規模において、事業者が FIP 制度の適用を希望した場合の取扱いについても今後御議論いただきたい。
- 入札制度の対象範囲と FIP 制度の対象範囲は、事務局としても、論理的に独立しているものと認識している。

## 委員長

- 2020 年度の自家消費比率は、今後の動向を注視しつつも、当面は調達価格設定時の想定値は 50%、FIT 認定の要件として求めるのは 30%とすることでまとまった。
- 地域一体型の具体的な要件は、事務局案のとおりまとまった。地域が自ら取り組む再エネ発電事業の取扱いについては、来年度の委員会で引き続き議論を行うこととしたい。
- 地域活用要件の施行時期について、10-50kW の小規模事業用太陽光発電については、基本的には 2020 年 4 月としつつも、接続契約締結等に関する事業者の実態を見極める必要があるということだった。小規模地熱発電、小水力発電、バイオマス発電については、2020 年度、2021 年度は推奨事項として位置付け、FIT 認定要件として

の施行時期は 2022 年 4 月とすることでまとまった。

- 地域活用要件を求める対象規模について、2020 年度の取扱いは、FIT 抜本見直し中であることから、今年度は具体的な価格を決定しない一方、少なくとも 2022 年度に地域活用電源となり得る可能性がある規模を決定することでまとまった。
- 少なくとも 2022 年度に地域活用電源となり得る可能性がある規模は、今回の議論を踏まえ精査することとしつつも、地熱で 2,000kW 未満、中小水力は 1,000kW 未満、バイオマスは 10,000kW 未満とすることでまとまった。

## (2) 発電側基本料金の調整措置について

### 委員

- 発電側基本料金の導入に伴い、調整措置が講じられるべきであるとの議論自体が適切なものといえるのか。例えば炭素税が導入される際に、炭素排出量に応じて課税額の大きい電源に調整措置が当然に設定されるという議論にはならない。FIT 制度において政府が担保しているのは、収益ではなく調達価格である。規制改革などの事後的な制度変更結果としてコストが下がった場合に調達価格の調整は行わないのに、支出が増加する場合だけ調整がなされることは妥当ではないのではないか。また、これは、FIT 認定後の再エネ発電事業を譲り受けた場合であっても同じではないか。
- エネルギー基本計画では、国民負担抑制の観点から 2030 年度の再エネ比率が 22～24%となっていると理解している。既認定案件に対する発電側基本料金の調整を賦課金により行うことは、本来は新規認定案件に充てることができた賦課金を既認定案件に投じるということであり、将来の再エネ投資にブレーキを掛けることになる可能性が高いことを十分認識すべきである。
- 小売電気事業者が転嫁による調整を行うことも本来は当然ではない。確かに小売電気事業者の託送料金は減額されるものの、長期的には卸電力市場価格が上昇することも考えられる。そのような中で、電力・ガス取引監視等委員会が政策的判断として、小売電気事業者に転嫁を求めることとしているものであって、当然の帰結ではないことを認識すべきである。追加的な調整措置の要否については、この点も踏まえて検討する必要がある。
- 小売電気事業者からの調整措置では、小売電気事業者の託送料金減額分を発電事業者に転嫁するものであり、需要家の負担は変化しないものと認識している。現在、様々な制度改正の議論の中で、需要家の負担を増大させるおそれが生じており、最終的な全体像がどうなっているか見えないところに不満を感じる。
- 小売電気事業者と発電事業者間での公平な転嫁が適切に行われるよう電力・ガス取引監視等委員会において確実に監視し、公平な転嫁が促し得るかが非常に重要であると考えている。

- マクロで考えると、小売電気事業者側の託送料金減額分が発電側の発電側基本料金による負担と同一と理解しており、小売電気事業者間での適切な競争を歪めることがないよう、小売電気事業者に超過利潤が発生ないようにすべきである。小売電気事業者による転嫁は民間企業間の取引の問題ではあるものの、政府による発電側基本料金の制度導入に伴い生じる事象であるので、民間企業間の自由取引に委ねず、電力・ガス取引監視等委員会においてガイドラインの策定をお願いしたい。
- 発電側基本料金の導入に伴う発電事業者の負担増加分を小売電気事業者が転嫁するインセンティブは考えにくいものの、国民負担の観点から賦課金による補填は困難なものと考えられる。運転維持費の実態、FIT 認定から運転開始までの期間、低圧事業用太陽光の負担している接続費等の事業環境を踏まえ、慎重な検討が必要ではないか。
- 利潤配慮期間の案件の調整措置について、利潤配慮期間であることだけを理由に調整が不要という議論にはならない。事務局案では、運転維持費の実績値と想定値の乖離が挙げられているが、コストの状況は案件によって様々である。また、一般負担の上限見直しの時期も 2018 年 6 月であり、利潤配慮期間とは一致しない。利潤配慮期間が一つの論点であることは理解するが、その他の切り口も含め、公平性の観点から慎重な検討をお願いしたい。
- 投資環境を保障しながら、民間の資金を活用し再エネ投資を促進するという政府の政策趣旨を踏まえると、既認定案件に対して事後的に発電側基本料金を適用した上で、その調整を検討するということが、議論を難しくしている。将来、制度改正によって既認定案件に追加的な負担が生じるものについては、慎重に検討することが非常に重要である。
- 今後新規で認定される案件については、発電側基本料金が FIT 法に基づく「通常要する費用」に含まれた上で調達価格が設定されるとの理解でよいか。

## 事務局

- 今後の本委員会での具体的な調整措置の議論に向けて、今回いただいたご意見も踏まえ、論点の明確化を進めてまいりたい。
- 新規認定案件については、基本的な考え方としては、発電側基本料金導入に伴う発電事業者の負担分を通常要する費用の一部とし、調達価格を算定することが望ましいと考えている。

## 委員長

- 発電側基本料金を FIT 制度の内生的要因あるいは外生的要因と捉えるかによって調整措置の議論が変わってくる。
- 既認定案件の調整措置については、例えば長期間未稼働となっている案件など、制

度設計当初の意図とは異なる形で再エネ発電事業が実施されているという実情も踏まえ、議論を進める必要がある。

- 小売電気事業者を通じた調整措置については委員の了解が得られたが、賦課金による調整措置については、国民負担や投資の予見可能性の観点から踏まえ、改めて論点を整理し、議論を行うこととしたい。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365